第1章 令和元年度常時監視結果の概要について

尼崎市では、公害の防止に関する施策を適切に実施するため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の監視・測定を継続して行っており、このたび、令和元年度の結果をとりまとめましたので、その概要を公表するものです。

◇常時監視◇

1 大気汚染

- ① 二酸化窒素は一般環境大気測定所 3 ヵ所及び自動車排出ガス測定所 6 ヵ所のすべてで環境基準に適合していた。
- ② 浮遊粒子状物質は一般環境大気測定所3ヵ所及び自動車排出ガス測定所4ヵ所のすべてで環境基準に適合していた。
- ③ 光化学オキシダントは一般環境大気測定所3ヵ所のすべてで環境基準に適合しなかった。光化学スモッグ広報は、予報が1度発令された。
- ④ 微小粒子状物質は、一般環境大気測定所 1 ヵ所及び自動車排出ガス測定所 5 ヵ所すべての測定所で環境基準に適合していた。28 年度から 4 年連続して全局達成していた。(平成 12 年度の中部、武庫川測定所が最初に測定開始。)
- ⑤ 二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質については、 近年減少から横ばいの傾向で推移している。光化学オキシダントについては横ばいの傾 向で推移している。

2 自動車騒音

自動車排出ガス測定所6ヵ所全でで自動車騒音は環境基準に適合していた。

◇定期監視◇

1 大気汚染

① 有害大気汚染物質・ダイオキシン類

有害大気汚染物質の4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)すべてが環境 基準に適合した。また、ダイオキシン類については、大気1地点、水質・底質の各4地 点、土壌1地点のすべてで環境基準に適合していた。

② アスベスト

4地点で環境測定を実施した結果、いずれも低い濃度であった。

2 水質汚濁

① 公共用水域

河川 (11 地点) の BOD、海域・運河 (3 地点) の COD については、近年ほぼ横ばいで推移しており、全地点で環境基準 (蓬川は環境上の基準) に適合していた。

健康項目については、全地点で環境基準に適合していた。

② 地下水

1. 常時監視結果の概要

概況調査7地点、継続監視調査2地点のうち、過去に環境基準に適合しなかった継続 監視調査1地点で1項目が環境基準に適合しなかった。

表-1 大気常時監視の環境基準達成状況概要(令和元年度)

分類	地点番号	測定所名	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状 物質	物 質	微 小 粒 子 状	オキシダント	一酸化炭素	駋音	
	1	北部	0.003	0.041	0.035			0.120			
般環境	2	中部 (国設尼崎)	0.004	0.032	0.037	11.6	26.2	0.125	0.5		
	3	南部	0.004	0.032	0.040			0.123			
	4	国道 2 号		0.033						67	65
自動車	5	国道 43 号		0.052	0.039	10.7	24.4		0.5	67	63
	6	県道尼崎宝塚線 -	***************************************	0.035	0.033	10.4	23.0			67	62
	7	県道米谷昆陽尼崎線		0.034	0.040	10.7	26.2		0.6	68	64
	8	県道尼崎池田線		0.032	0.031**	9.5*	19.5 [*]			67	64
	9	市道尼崎豊中線		0.029						66	62
	10	国道 43 号 (国設尼崎自排)				12.9	29.0		0.8		
環境基準		0.04 ppm	0.06 ppm	0.10 mg/m3	年平均 15 μg/m3	日平均 35 <i>µ</i> g/m3	0.06 ppm	10 ppm	昼 70dB	夜 65dB	

[※]県道尼崎池田線の浮遊粒子状物質, 微小粒子状物質は参考値

表-2 水質常時監視の生物化学的酸素要求量(BOD)環境基準達成状況概要(令和元年度)(mg/L)

 水系	調査地点	生物化学的酸素要求量 BOD			
小术	间 <u>直</u> 地点	75%値	環境基準		
	左門橋	1.3	3		
神崎川	戸の内橋	1.7	8		
	藻川橋	1.2	3		
武庫川	南武橋	2.0	5		
以净川	武庫大橋	1.3	5		
	庄下川橋	1.4	5		
庄下川	波洲橋	1.6			
圧ド川	尾浜大橋	1.1			
	尾浜橋	1.6			
蓬川	琴浦橋	1.9	5*		
運川	南豊池橋	0.8) J*		
運河	閘門	6.7	8*		
海域	尼崎港中央	5.1	8		
	尼崎港沖	5.0	ŏ		

備考 1 BOD の測定結果のうち、運河と海域については化学的酸素要求量(COD)の測定結果を示している。

表中の色塗り箇所は環境基準に適合しないもの

^{*} 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準